

第 2 次長野市障害者基本計画等の策定について

1 計画策定の趣旨

- ・長野市では、平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「長野市障害者基本計画『笑顔と元気がいっぱい！幸せながのプラン』」を策定し、障害者の自立及び社会参加の促進に向けた障害福祉施策を推進している。
- ・この他、平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「第 5 期長野市障害福祉計画」、「第 1 期障害児福祉計画」が平成 32 年度末をもって終了する。
- ・3つの計画が同時に終了することから、障害者施策を一層推進するため、「第 2 次長野市障害者基本計画」「第 6 期長野市障害福祉計画」「第 2 期障害児福祉計画」を一体化して策定する。

| 年度 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 |
|-----------|-----------------|----|-------|-------|----|-------|-----------------|-------|-------|-------|-------|----|----|----|----|----|
| 市：障害者基本計画 | 第 1 次 (中間見直し) | | | | | | | | | | 第 2 次 | | | | | |
| 市：障害福祉計画 | 第 3 期 | | 第 4 期 | | | 第 5 期 | | | 第 6 期 | | | | | | | |
| 市：障害児福祉計画 | | | | | | | | 第 1 期 | | 第 2 期 | | | | | | |
| 県：障害者計画 | 長野県障がい者プラン 2012 | | | | | | 長野県障がい者プラン 2018 | | | | | | | | | |
| 県：障害福祉計画 | 第 3 期 | | | 第 4 期 | | | 第 5 期 | | | | | | | | | |
| 県：障害児福祉計画 | | | | | | | | 第 1 期 | | | | | | | | |
| 国：障害者基本計画 | 第 3 次障害者基本計画 | | | | | | 第 4 次障害者基本計画 | | | | | | | | | |

※長野県障がい者プラン 2018：障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を一体化

2 各計画の根拠法令

【長野市障害者基本計画】

障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく、「障害者のための施策に関する基本的な計画」

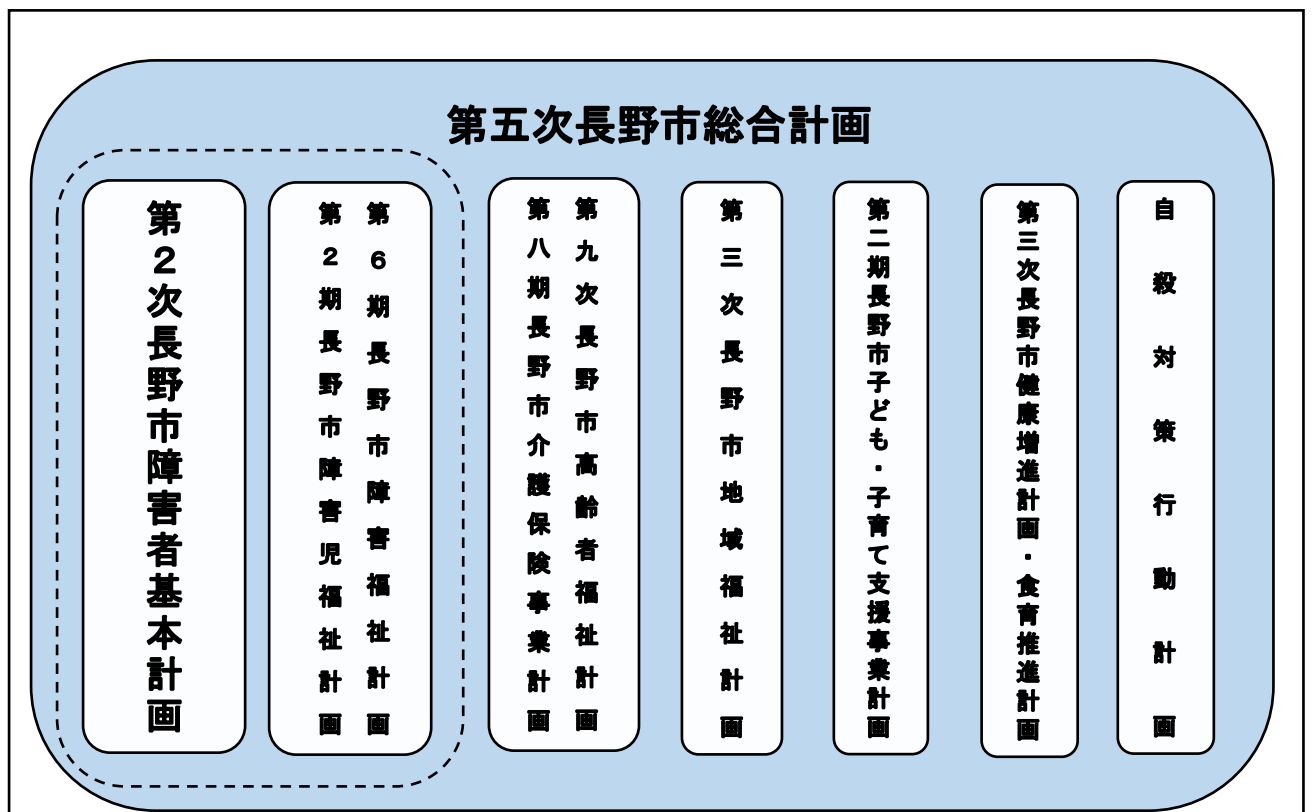
【第 6 期長野市障害福祉計画】

障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく、「国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」

【第 2 期障害児福祉計画】

児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく、「国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」

3 計画の位置づけ



4 計画の期間

- ・ 第2次長野市障害者基本計画は2021年度から2026年度までの6年間とする。
- ・ 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、2021年度から2023年度まで3年間とする。
- ・ 関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行う。

5 今後のスケジュール（案）

別紙のとおり

6 策定体制（案）

長野市の障害者を取り巻く現状に即した計画を策定するため、以下の体制により調査や審議を行います。

- (1) 長野市社会福祉審議会（障害者福祉専門分科会）への諮問・答申
- (2) 障害ふくしネットとの連携
- (3) 一般市民の意見反映（アンケート実施）
- (4) 障害者団体や当事者、支援機関の意見反映（アンケート・ヒアリング実施）
- (5) 庁内推進会議における現状調査・庁内調整

